[事案 2019-223] 就業不能給付金支払請求

· 令和 3 年 5 月 20 日 裁定終了

<事案の概要>

約款に規定された支払事由に該当しないことを理由に、支払いを拒否されたことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右急性感音難聴のため、平成30年11月から平成31年1月までステロイド治療を受け、在 宅療養を指示されて職場を休職したため、平成29年6月に契約した就労所得保障保険にもと づき、就業不能給付金の支払いを請求したところ、約款に規定された支払事由に該当しないと して、支払いを拒否された。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)右耳の聴力異常やめまいを感じた以後、通院は電車で子供の付き添いのもと、その他の外出は車で送迎を受け、日常の家事も友人にお願いするなどして、基本的に通院以外の外出はしていない。
- (2) 通院以外の外出について、習い事の月謝の支払いは例外的なものであり、家賃の振込みのための外出は通院の際に立ち寄っただけで、その他の場所には立ち寄りはしていない。
- (3) 主治医から安静を指示されており、仕事も休業していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 月謝の支払い、各種振込など、治療目的ではない外出が複数回あった。
- (2) 申立人の主治医は、日常生活に必要な外出まで制限する必要があるとは判断しておらず、 約款に定める就業不能状態にはあたらない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療内容や病状等を把握するため、申立人および申立人代理人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が就業不能状態にあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。